

第2 調査結果

1 災害発生後に被災者がとる手続の概要

調査の結果	説明図表番号
<p>(1) 災害発生後の各種手続</p> <p>災害発生後に被災者がとる各種手続は、被災者の生活再建、ひいては被災地復興の出発点となる。</p> <p>手続には、まず、本人確認のために必要な運転免許証や保険証を始め、預貯金通帳、保険証券、年金証書、資格証明書など、被災者が失った証明書類の再交付を申請する手続がある。</p> <p>次に、罹災証明申請などの被害認定手続がある。罹災証明書は、市町村が被害調査を行った上で発行するもので、多くの被災者支援制度がこの被害認定の結果を支援適用の基準としている。</p> <p>続いて、被災者が支援を受けるための各種の申請手続がある。被災者支援制度は、資金給付、現物給付、税金や保険料の減免・納付の猶予、貸付など多岐にわたる。また、被災者が離職を余儀なくされた場合や生活の維持が困難となった場合には、失業給付や生活保護などの既存の社会福祉制度の申請手続をとる必要が生じる。</p> <p>このほか、埋葬許可申請、郵便局への避難先届、自動車の抹消登録申請、各種の申請書に添付する住民票等の証明書類を用意するための手続などがある。</p> <p>このように、被災者は、被害の程度は様々ではあるものの、多くの心配事を抱え、災害の後始末に追われながら、同時期に数多くの手続をとらなければならない。</p>	<p>図表 1 - (1)</p>
<p>(2) 災害発生後の手続の方法等</p> <p>災害発生後に被災者がとる手続は、平時と同じく、原則として被災者の「申請」により開始される。</p> <p>被災者支援制度は多岐にわたり、さらに災害の規模が大きく既存の支援制度で十分な対応ができない場合、その災害に限った特別の措置が講じられる。東日本大震災では、「復旧・復興支援制度検索サービス」（復興庁、内閣官房情報通信技術（IT）担当室、内閣府防災担当、総務省、経済産業省）に、各種の支援制度が、個人向け344件、事業者向け308件の計652件（地域による重複登録を含む。）登録されている（平成24年12月現在）。</p> <p>このように、大規模な災害では、被災者のニーズに応じた様々な支援制度が用意されている。</p> <p>被災者支援は、災害救助法（昭和22年法律第118号）、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）といった法令等ごとに行われるため、申請窓口は、それぞれの法令等を</p>	<p>図表 1 - (2)</p>

担当する各機関である。その中で、住民の日常生活に直結する行政サービスの多くを提供している市町村が、その中核を担うことになる。

申請の受付期間も、それぞれの法令等ごとに異なっており、また、税や保険料の免除措置など国会の判断や予算の裏付けが必要なものは、受付開始までに一定の期間を要する。

また、支援制度ごとに、それぞれ罹災証明書、住民票、所得証明書といった証明書類の添付が必要となっている。

(3) 東日本大震災における手続に関する特例措置

東日本大震災は、広域にわたる甚大な被害（災害救助法の適用は10都県241市区町村）、行政機能の著しい低下（市町村の本庁舎移転は4市町）、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う避難者を含む大量の避難者（ピーク時は約47万人）というこれまでの災害にない特徴を持つ。

このため、手続面でも様々な特例措置が講じられている。

広域にわたる甚大な被害に対しては、被保険者証がなくても医療が受けられる措置（平成23年3月11日から平成23年6月30日までの間）、建物の滅失の登記を被災者からの申請を待たずに法務局が職権で行う措置、自動車保管場所証明の申請書類を簡素化し即日交付する措置などが講じられた。また、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）が適用され、許認可等の有効期間の延長などが行われている。

著しく低下した行政機能に対しては、市町村が要介護認定等の更新に係る事務を行うことが困難となっている状況に鑑み、要介護認定等に係る有効期間を最大1年間延長する措置などが講じられた。

大量の避難者に対しては、管轄外の公共職業安定所で失業給付手続を行える措置などが講じられた。また、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）が制定され、指定市町村からの避難者は、住民票を移さずに、避難先の市町村で医療、福祉及び教育に関するサービスを受けられる措置が講じられている。

また、内閣府が取りまとめた「東日本大震災に関連した各府省の規制緩和等の状況」に挙げられている213事項（平成24年12月現在）の規制緩和等の措置の中には、申請方法の簡素化、添付書類の削減など様々な手続面での特例措置が含まれている。

図表 1 - (3)

図表 1 - (1) 災害発生後に被災者がとる手続の例

分類	例
避難に伴う手続	郵便局への避難先届 全国避難情報システム登録
金融機関での手続	預金通帳再発行申請 保険証券再発行申請
証明書類の再交付手続	運転免許証再交付申請 被保険者証再交付申請
被害認定手続	罹災証明申請 被災証明申請
被災者支援制度の申請手続	応急仮設住宅入居申請 被災者生活再建支援金支給申請 災害援護資金借入申込
社会福祉制度の申請手続	失業認定申告 生活保護申請
添付書類を用意するための手続	住民票請求 所得証明書交付申請
財産滅失に伴う手続	自動車の抹消登録申請 建物滅失登記申請
埋葬手続	死亡届、埋葬許可申請

(注) 当省が整理したものである。

図表 1 - (2) 東日本大震災における主な被災者支援制度

主な申請窓口	給付等	減免等	貸付・その他
市町村	災害弔慰金 災害障害見舞金 被災者生活再建支援金 住宅の応急修理 応急仮設住宅 公営住宅 児童扶養手当の特例 生活保護 市町村独自の給付制度 埋葬（災害救助法） 葬祭費（国民健康保険、後期高齢者医療制度）	住民税の軽減 固定資産税・都市計画税免除 国民健康保険料の減免 後期高齢者医療保険料の減免 国民年金保険料の免除 介護保険料の減免 医療費一部負担金の減免 介護サービス利用者負担額の減免 保育料の減免 水道料金の減免 下水道使用料の減免 各種手数料の減免	災害援護資金 生活福祉資金 母子寡婦福祉資金 市町村独自の貸付制度 埋葬許可 応急危険度判定 被災宅地危険度判定 罹災証明
都道府県	公営住宅（県営住宅） 中小企業グループへの補助 都道府県独自の給付制度	自動車税等の非課税 各種手数料の減免	都道府県独自の貸付制度
大学・学校等	就学援助	授業料の減免	奨学金貸与
公共職業安定所	雇用保険の失業給付 職場訓練 職業転換給付金 雇用調整助成金 被災者雇用開発助成金 成長分野等人材育成支援事業 キャリア形成促進助成金		
法務局		登記事項証明書等交付手数料免除	
税務署		所得税の軽減	
労働基準監督署		労働保険料の免除・猶予	未払賃金の立替払
日本年金機構年金事務所		社会保険料の免除・猶予	
福祉医療機構			年金担保貸付
日本司法支援センター			東日本大震災法律援助 民事法律扶助
中小企業基盤整備機構			仮設店舗・仮設工場の貸与 中小企業への融資
住宅金融支援機構			災害復興住宅融資 災害復興宅地融資 宅地防災工事資金融資 地すべり等関連住宅資金 返済方法の変更
日本政策金融公庫			東日本大震災復興特別貸付 年金担保貸付 農林漁業者への各種貸付
東日本大震災事業者再生支援機構			二重ローン対策
農協・漁協			農林漁業者への各種貸付
信用保証協会			東日本大震災復興緊急保証 災害関係保証 セーフティーネット保証
商工会議所等			小規模事業者経営改善資金

(注)「被災者支援に関する各種制度の概要（東日本大震災編）」（内閣府）などに基づき当省が整理したものである。

図表 1 - (3) 東日本大震災における手続に関する特例措置の例

分類	例
証明書類がなくてもサービスを提供	平成23年3月11日から同年6月30日までの間、被保険者証がなくても、氏名、生年月日、住所及び事業所名を申し出ること、医療機関で受診できる措置が講じられた。
行政機関が被災者に代わり職権で手続	建物が滅失したときは、所有者又は相続人が滅失登記の申請をしなければならないが、法務局が職権でこれを行っている。
証明書類の交付申請手続を簡素化	自動車保管場所証明では、申請書類の簡素化、現地調査の省略で、証明書の即日交付が行われた。
国税に関する申告・納付等の期限の延長	青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の5県について、平成23年3月11日以後に到来する国税に関する申告・納付等の期限が延長された。
有効期間の延長	市町村が要介護認定等の更新に係る事務を行うことが困難となっているため、要介護認定等に係る有効期間が最大1年間延長された。
手数料の免除	平成33年3月末まで被災建物、船舶等の登記事項証明書等の交付手数料（オンライン請求を除く。）が免除されている。
受付窓口を管轄外に拡大	交通途絶や遠隔地避難を踏まえ、管轄外の公共職業安定所で失業給付手続を行えることとした。
被災者支援の迅速化	住家被害認定迅速化のための調査方法の導入、被災者生活再建支援金支給手続の簡素化が行われた。
通帳を紛失しても預金を払戻し等（金融上の措置）	預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること等を金融機関に要請した。

(注) 各府省の資料に基づき当省が整理したものである。